一般社団法人日本東洋医学会バナー広告表現ガイドライン

(平成26年7月6日 制定)

(目的)

第1条 一般社団法人日本東洋医学会(以下、本会という。)の WEB サイトにバナー 広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、一般社団法人日本東洋医学会ホームページバナー広告掲載規程に定める事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条に定める事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「X」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク (警告表示)
- (3) ラジオボタン(選択ができるような誤解を与えるもの)
- (4) テキストボックス (入力ができるような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(選択肢があるような誤解を与えるもの)

(gif アニメーション)

第3条 gif アニメーションを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにする ため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(本会 WEB サイトとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が本会 WEB サイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 本会 WEB サイトのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が本会の事業であると誤解するおそれのあるもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやす

くするよう配慮しなければならない。

(文字の大きさ)

バナー広告内の文字は、読み取り可能な大きさにしなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラストなどの解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(代替テキスト)

第7条 バナー画像にその内容を表現した代替テキスト (alt 属性)を付さなければならない。代替テキストは、「【PR】」の後に20文字以内とする。

(ガイドラインの改正)

第8条 本ガイドラインは、社会情勢、国民意識、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じて本会広報委員会が見直しを行う。

附則

1 本ガイドラインは平成26年7月6日から施行する。